

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 6 月 22 日

水 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 規 則

○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

1

## 規 則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を次のよう  
に定め、公布する。

平成28年 6 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第41号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に  
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条  
例（平成27年富山県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事  
項を定めるものとする。

(個人番号等の利用範囲)

**第 2 条** 条例別表第 1 に規定する規則で定める事務は、別表第 1 に定める事務とす  
る。

2 条例別表第 2 に規定する規則で定める事務は別表第 2 の左欄に掲げる区分に応

じ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第 2 に規定する規則で定める情報は別表第 2 の中欄に掲げる事務の区分に応じ同表の右欄に掲げる情報とする。

(個人番号関係事務実施者の事務)

**第 3 条** 条例第 3 条の規則で定める事務は、別表第 1 第 1 項から第 3 項までに掲げる事務とする。

(特定個人情報の提供の事務等)

**第 4 条** 条例別表第 3 に規定する規則で定める事務は別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第 3 に規定する規則で定める情報は別表第 3 の中欄に掲げる事務の区分に応じ同表の右欄に掲げる情報とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表第 1 (第 2 条関係)

- 1 条例別表第 1 第 1 項第 1 号の規則で定める事務は、私立の高等学校の生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。))第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する授業料及び入学料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答並びに当該保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務とする。
- 2 条例別表第 1 第 1 項第 2 号の規則で定める事務は、私立の高等学校の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る補助金(以下「私立学校奨学金交付金」という。)の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 3 条例別表第 1 第 1 項第 3 号の規則で定める事務は、私立の高等学校に係る就学支援金法第 2 条に規定する高等学校等を退学し、再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金(以下「学び直し支援金」という。)の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又

はその届出に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第 1 第 1 項第 4 号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第 144号）第19条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第29条第 1 項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の 4 第 1 項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (8) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第 1 項又は第78条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

5 条例別表第 1 第 2 項第 1 号の規則で定める事務は、富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）第 5 条の規定による授業料等の減免（以下「授業料等の減免」という。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第 1 第 2 項第 2 号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 富山県奨学資金貸与条例（平成 7 年富山県条例第 3 号）第 3 条第 2 項に規

- 定する一般奨学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 富山県奨学資金貸与条例第 9 条の規定による返還の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 富山県奨学資金貸与条例第 10 条の規定による返還の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 7 条例別表第 1 第 2 項第 3 号の規則で定める事務は、特別支援学校等に就学する幼児、児童若しくは生徒の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学のため必要な経費に係る補助金（以下「特別支援学校就学補助金」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 8 条例別表第 1 第 2 項第 4 号の規則で定める事務は、国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る補助金（以下「国公立学校奨学給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 9 条例別表第 1 第 2 項第 5 号の規則で定める事務は、県立の高等学校に係る学び直し支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出の受理に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務とする。

#### 別表第 2（第 2 条関係）

区分	事務	情報
1 条例別表第 2 の私立学校授業料等減免事務であって定めるもの	私立の高等学校の生徒の保護者等に対する授業料及び入学料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）

<p>2 条例別表第 2 の私立学校奨学給付金の支給事務であって規則で定めるもの</p>	<p>私立学校奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>1) 当該申請に係る生徒の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に関する次に掲げる情報                  ア 生活保護法第19条第 1 項の保護の実施、同法第24条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第25条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）                  イ 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外</p>
--	--	---

		<p>国人生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>(2) 当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報</p>
3 条例別表第 2 の私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	私立の高等学校に係る学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>(1) 当該申請に係る生徒の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に関する次に掲げる情報</p> <p>ア 生活保護実施関係情報</p> <p>イ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報</p>
4 条例別表第 2 の外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 別表第 1 第 4 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる事務</p> <p>(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「要保護外国人」という。）に関する次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 1 項の療育の給付の支給又は同法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(3) 母子及び父子並びに寡婦福</p>

祉法（昭和39年法律第 129号）  
第13条第 1 項、第31条の 6 第  
1 項若しくは第32条第 1 項若  
しくは附則第 3 条若しくは附  
則第 6 条の資金の貸付け又は  
同法第31条第 1 号（同法第31  
条の10において読み替えて準  
用する場合を含む。）の給付  
金の支給に関する情報

4) 特別児童扶養手当等の支給  
に関する法律（昭和39年法律  
第 134号）第17条の障害児福  
祉手当、同法第26条の 2 の特  
別障害者手当又は国民年金法  
等の一部を改正する法律（昭  
和60年法律第34号）附則第97  
条第 1 項の福祉手当の支給に  
関する情報

5) 中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した  
中国残留邦人等及び特定配偶  
者の自立の支援に関する法律  
（平成 6 年法律第30号）第14  
条第 1 項若しくは第 3 項又は  
中国残留邦人等の円滑な帰国  
の促進及び永住帰国後の自立  
の支援に関する法律の一部を  
改正する法律（平成19年法律  
第 127号）附則第 4 条第 1 項  
の支援給付の支給の実施に関  
する情報

<p>5 条例別表第 2 の法 別表第 2 の第 2 欄に 掲げる事務（法第 19 条第 7 号の規定によ り同表の第 4 欄に規 定する生活保護関係 情報の提供を受ける 事務に限る。）であ って規則で定めるも の</p>	<p>行政手続における特定 個人を識別するための番 号の利用等に関する法律 別表第 2 の主務省令で定 める事務及び情報を定め る命令（平成 26 年<sup>内閣府</sup><sub>総務省</sub> 令第 7 号。以下「府省令 という。）各条に規定す る事務のうち当該事務の 区分に応じて定められた 情報が府省令第 8 条第 1 号に規定する生活保護実 施関係情報に関する事務</p>	<p>当該事務の区分に応じて府省令 で定める生活保護実施関係情報 の取得の対象とされる者に係る 外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>6 条例別表第 2 の県 立学校授業料等減免 事務であって規則で 定めるもの</p>	<p>県立の高等学校に係る授 業料等の減免の申請に係 る事実についての審査に 関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る就学支 援金関係情報</p>
<p>7 条例別表第 2 の特 別支援学校就学補助 金交付事務であって 規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校就学補助 金の支給の申請に係る事実 についての審査に関する 事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る特別支 援学校への就学奨励に関する法 律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条の経費の支弁に関する情報</p>
<p>8 条例別表第 2 の国 立学校奨学給付金 支給事務であって規 則で定めるもの</p>	<p>国公立学校奨学給付金 支給の申請に係る事実 についての審査に関する事 務</p>	<p>当該申請を行う者に係る就学支 援金関係情報</p>
<p>9 条例別表第 2 の県 立学校学び直し支援 金支給事務であって 規則で定めるもの</p>	<p>県立の高等学校に係る学 び直し支援金の支給の申 請に係る事実についての 審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る就学支 援金関係情報</p>

## 別表第 3 (第 4 条関係)

区分	事務	情報
1 条例別表第 3 の私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	別表第 2 の 1 の項に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
2 条例別表第 3 の私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	別表第 2 の 3 の項に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
3 条例別表第 3 の外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	別表第 2 の 4 の項に掲げる事務	要保護外国人に関する次に掲げる情報 (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第 2 条の経費の支弁に関する情報 (2) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の援助の実施に関する情報
4 条例別表第 3 の県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	別表第 2 の 6 の項に掲げる事務	(1) 当該申請に係る生徒の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に関する次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
5 条例別表第 3 の奨学資金貸与事務であって規則で定めるもの	(1) 富山県奨学資金貸与条例第 3 条第 2 項に規定する一般奨学資金の	当該申請を行う者又は当該申請者と生計を共にする者に関する次に掲げる情報

の	貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 富山県奨学資金貸与条例第9条の規定による返還の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 富山県奨学資金貸与条例第10条の規定による返還の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 (3) 生活保護実施関係情報 (4) 外国人生活保護実施関係情報
6 条例別表第3の国立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	別表第2の8の項に掲げる事務	(1) 当該申請に係る生徒の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に関する次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
7 条例別表第3の県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	別表第2の9の項に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報

(情報政策課)